

入会申込書

令和 年 月 日

(一社) 全国道の駅連絡会会長殿

貴全国道の駅連絡会に賛同し、賛助会員として次のとおり入会を申し込みます。別記「反社会的勢力でないことの確約表明書」のとおり反社会的勢力でない事を確約し、表明します。

記

- 1 申し込み日 令和 年 月 日
- 2 申し込み口数 1口 100,000円/年
会費(年額) _____ 口 _____ 円
- 3 申込者ご連絡先
所在地
名称
代表者氏名 (印)
- 4 主たる事業等 _____
- 5 担当者ご連絡先
氏名 _____
部署 _____
tel _____ fax _____
e-mail _____

- ◆ 本申込書に貴社の会社概要(パンフレットおよび財務諸表)を添付して郵送にてご提出してください。
- ◆ ご記入いただいた情報は当社からの各種連絡・情報提供のために利用します。

別記

反社会的勢力でないこと確約表明書

(個人)

私は、次に該当する者でないことを確約し、表明します。

- 1 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- 2 暴力団準構成員
- 3 暴力団関係企業の関係者
- 4 暴力団等に利益を供与する共生者
- 5 総会屋
- 6 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ
- 7 えせ右翼団体
- 8 その他これに準ずる者

(企業・団体)

当社・当団体は、次に該当する企業・団体でないことを確約し、表明します。

- 1 暴力団関係企業・団体
- 2 暴力団等に利益を供与する企業・団体
- 3 えせ右翼団体
- 4 社会運動又は政治活動を標榜する団体、その他これに準ずる団体

当社・当団体の役員には、次のいずれにも該当する者がいないことを確約し、表明します。

- 1 個人の確約表明事項に該当する者及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者（以下「反社会的勢力」という。）
- 2 以下の法人又は団体と関係を有する者（1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる法人又は団体（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる法人又は団体（3）不当に反社会的勢力を利用し、又は利用していると認められる法人又は団体（4）反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている法人又は団体（5）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人又は団体
- 3 自ら又は第三者を利用して他の団体又は個人に対して暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫・暴力行為、風説を流布する行為、偽計又は威力を用いて信用を毀損し業務を妨害する行為及びこれらに準ずる行為をした者
- 4 過去5年以内に暴力団員等と共同して何らかの犯罪を犯し、罰金刑以上の刑に処せられ、刑の執行を終わり又は受けなくなった日から5年を経過しない者

一般社団法人全国道の駅連絡会 会員規程

(令和元年5月13日制定)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国道の駅連絡会（以下「連絡会」という。）の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 連絡会の目的に賛同し、会費を納め入会した地方公共団体若しくはその他の団体並びに個人は、理事会の承認を得て正会員となることができる。

(賛助会員)

第3条 連絡会の事業に賛同し又は後援するため、会費を納め入会した法人及び団体は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会手続)

第4条 前各条の会員（以下単に「会員」という。）になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 賛助会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書のほか、企業概要（企業パンフレット等）、財務諸表を提出しなければならない。

(会費及び入会金)

第5条 会員は、入会後に年会費を納入しなければならない。

2 年会費は、別に定める「会費及び入会金規程」による。

(賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

(1) 連絡会が発行する定期刊行物やコンテンツ、各種調査・研究結果等、道の駅の最新情報の入手が可能。

(2) 連絡会の媒体（HP やメール）を活用して賛助会員の情報等を全国道の駅関係者に広く発信でき、新たなビジネス機会の創出。

(3) 道の駅関係者が集まる会合や講演会、セミナー、イベント等にオブザーバーとして参加でき、ダイレクトな交流が可能。

2 特定賛助会員は、上記の特典に加えて、下記の特典が追加される。

(4) 道の駅を活用した賛助会員独自の事業企画等の提案（審査等あり）やマッチング機会（連絡会事務局が紹介）の創出

(会費の使途)

第7条 第5条の会費は、その全額を本会の活動に必要な経費に充てるものとする。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会しようとする日の属する事業年度に係る会費を完納の上、会長に退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の退会をもって法人法上の退社とする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上の出席であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 会員である法人又は団体が解散したとき。

(2) 除名されたとき。

(改正)

第11条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年5月13日より施行する。